

令和 6 年度 救助技術の高度化等検討会 開催要綱

(検討会の開催)

第 1 条 消防庁は、救助業務の充実強化に資する具体的方策等について検討し、我が国の救助隊員の救助技術の高度化等の推進を図るため、令和 6 年度救助技術の高度化等検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(事業内容)

第 2 条 検討会は、「大規模土砂災害時における救助能力の高度化」をテーマとし、次の事項について検討を行う。

- (1) 救助業務の充実強化に資する具体的方策に関すること。
- (2) 救助技術の高度化等の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、消防庁長官が委嘱する救助業務等に関し学識のある者及び消防関係機関の職員並びに関係機関の職員とする。
- 3 検討会には、構成員の互選により座長を置く。
- 4 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指名したメンバーがその職務を代理する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。
- 7 検討会については、原則公開・公表するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(個別検証チーム)

第 4 条 座長は、必要に応じ検討会事務局に個別事項を専門に検証するチーム（以下「個別検証チーム」という。）を置くことができる。

- 2 個別検証チームの構成員は、検討事項に関し学識のある者及び消防関係機関の職員のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第 5 条 構成員の任期は、令和 7 年 3 月末日までとする。ただし、延長を妨げない。

(オブザーバー)

第 6 条 座長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

(事務局)

第 7 条 検討会に係る事務局は、消防庁国民保護・防災部参事官付救助係とする。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。